

ひのはらいきいき支援金

(檜原村地域経済支援金)

檜原村にお住まいの、すべての方に

お1人につき **2万円** を給付します。

給付対象者 令和2年7月21日時点で、檜原村に住所を有するすべての村民
(住民基本台帳に記録されていることが条件です。)

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主(世帯単位で給付します。)

申請方法 申請書に必要事項を記載し必要書類を添付のうえ、**郵送**で申請
(同封の返信用封筒で郵送して下さい。)

申請期間 令和2年8月25日～令和2年11月25日
※注意：上記の期間を過ぎると受給できなくなります。早めに申請して下さい。

その他の事項

- ◆外国人の方も7月21日現在、檜原村の住民基本台帳に記録されている方は対象となります。
- ◆世帯主の方は身体の不自由等により申請ができない場合は、代理人による申請が可能です。

—申請に必要な書類—

1. ひのはらいきいき支援金交付申請書

2. 申請者本人が確認できる書類 ※「添付書類 貼り付け用紙」に貼って提出
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 等の写し)

3. 振込先口座の確認できる書類 ※「添付書類 貼り付け用紙」に貼って提出
(金融機関名、口座番号、口座名義人 が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

※令和2年5月に実施した国の「特別定額給付金」と同じ口座を希望する方は
上記の「3. 振込先口座の確認できる書類」は不要です。

新型コロナウイルス感染症予防のため

申請は郵送のみの受付となります。

ご協力をお願いいたします。